

質問第二八号

機帆船の燃料に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月四日

小林勝馬

参議院議長 佐藤 尚武殿

機帆船の燃料に関する質問主意書

一、全国機帆船の船主一万四千、船員七万、その他の木造船船具、燃料等の関係事業者及びその家族は、昨年六月以来の航海用燃料の六割余の大削減により、殆ど、事業不可能となり、困窮のどん底にあるが政府は、これに如何なる対策を講じ、又講じようとしているか。

このことは一般重要産業並びに経済九原則遂行上にも悪影響を及ぼすものと考えるが、政府はこれに對し如何なる措置を講ぜんとするか。

二、重油類の輸入は大部分が援助資金から商業資金に切換えられた結果、政府は一般重要産業の合理化に必須の重油類の割当統制を至急廃止すべきではないか、若し廃止するとすればその時期如何。

右につき書面答弁を求める。